



県章

山形県公報

平成29年7月4日(火)

第2858号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請……………(循環型社会推進課) ……692
- 産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請……………(同) ……同
- 知事指定薬物の指定の失効……………(健康福祉企画課) ……693
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……694
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……695
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退……………(同) ……696
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 同……………(同) ……697
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……698
- 家畜伝染病発生の届出……………(畜産振興課) ……同
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……699
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(情報政策課) ……700
- 同……………(同) ……同
- 普通肥料の検査結果の概要……………(農業技術環境課) ……同
- 特殊肥料の検査結果の概要……………(同) ……702
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(警察本部) ……704

そ の 他

- 平成29年度行政書士試験の実施……………(市町村課) ……同

告 示

山形県告示第479号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

なお、関係書類は、環境エネルギー部循環型社会推進課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において平成29年8月4日まで縦覧に供する。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社キヨシミ産研
山形市鑄物町3番地
代表取締役 堀切勇真
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所
東村山郡中山町大字土橋字鬼ヶ沢1151番外41筆
- 3 一般廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
ごみ
- 5 申請年月日
平成29年2月7日
- 6 その他
この告示に係る一般廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、次に掲げる事項を日本語で記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。
(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）
(2) 意見の対象となる一般廃棄物処理施設を特定するための事項
(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

山形県告示第480号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

なお、関係書類は、環境エネルギー部循環型社会推進課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において平成29年8月4日まで縦覧に供する。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社キヨシミ産研
山形市鑄物町3番地
代表取締役 堀切勇真
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
東村山郡中山町大字土橋字鬼ヶ沢1151番外41筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第7条第14号に掲げる産業廃棄物の最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及びコンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）

並びに陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物並びに廃石綿等

5 申請年月日

平成29年2月7日

6 その他

この告示に係る産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、次に掲げる事項を日本語で記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見の対象となる産業廃棄物処理施設を特定するための事項
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

山形県告示第481号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) 2－（メチルアミノ）－2－フェニルシクロヘキサノン－1－オン（通称名 Deschloroketamine、DXE、DCK）及びその塩類
- (2) 1－（4－クロロフェニル）－N－メチルプロパン－2－アミン（通称名 4－CMA、p－CMA）及びその塩類
- (3) 1－（4－シアノブチル）－N－（2－フェニルプロパン－2－イル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド（通称名 CUMYL－4CN－BINACA）及びその塩類

2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

平成29年7月1日

山形県告示第482号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人長井弘徳会	リバーヒルケアサポートセンター館町 長井市館町南9番72-1号	居 宅 介 護 支 援	平成29. 6. 30

山形県告示第483号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社ピュアアンドデイみちのく	介護ショップぴゅあ 米沢市大町五丁目3番34号	福 祉 用 具 貸 与	平成29. 6. 30

有限会社ピュアアンドデイみちのく	介護ショップぴゅあ 米沢市大町五丁目3番34号	特定福祉用具販売	同
------------------	----------------------------	----------	---

山形県告示第484号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社ピュアアンドデイみちのく	介護ショップぴゅあ 米沢市大町五丁目3番34号	介護予防福祉用具貸与	平成29. 6. 30
有限会社ピュアアンドデイみちのく	介護ショップぴゅあ 米沢市大町五丁目3番34号	特定介護予防福祉用具販売	同

山形県告示第485号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
赤間歯科医院	長井市館町南17番8号	平成28. 12. 1
はつとり薬局	村山市楯岡二日町7番19号	平成29. 3. 1
いしだ耳鼻咽喉科クリニック	山形市清住町二丁目2番12号	同 4. 1
斎藤歯科クリニック	鶴岡市新形町4番31号2F	同
あきば医院	寒河江市末広町2番33号	同
加藤クリニック	尾花沢市若葉町二丁目1番7号	同
さがえ整形外科クリニック	山形市あこや町二丁目2番23号	同 5. 1
十日町デンタルクリニック	山形市十日町二丁目2番51号 レモンハイツ1-B	同
米沢こころの病院	米沢市アルカディア一丁目808番32	同 6. 1
アイン薬局米沢東店	米沢市アルカディア一丁目808番32	同

山形県告示第486号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

社会医療法人二本松会かみのやま病院
 上山市金谷字下河原1370

(2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
社会医療法人二本松会上山病院	社会医療法人二本松会かみのやま病院	平成29. 4. 1

2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

訪問看護ステーション「あららぎ」
 上山市金谷字下河原1370

(2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
上山病院訪問看護ステーション「あららぎ」	訪問看護ステーション「あららぎ」	平成29. 4. 1

山形県告示第487号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
赤 間 歯 科 医 院	長井市館町南17番8号	平成28. 11. 30
斎 藤 歯 科 ク リ ニ ッ ク	鶴岡市新形町4番31号2F	平成29. 3. 31
わ か く さ 薬 局	鶴岡市城南町6番68号	同
あ き ば 医 院	寒河江市末広町2番33号	同
加 藤 ク リ ニ ッ ク	尾花沢市若葉町二丁目1番7号	同

さがえ整形外科クリニック	山形市あこや町二丁目2番23号	同	4.30
すみれ調剤薬局東根中央店	東根市中央三丁目9番6号	同	5.31

山形県告示第488号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退の効力 発生效力日
は っ と り 薬 局	村山市楯岡二日町7番19号	平成29. 3. 31

山形県告示第489号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
鶴岡協立病院附属クリニック	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	鶴岡市文園町11番3号	平成28. 4. 1
ほほえみデイセブ日町	通所介護 介護予防通所介護	山形市七日町二丁目7番43号	平成29. 4. 27
グループホーム三友たかはた	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	東置賜郡高島町大字高島1181番地の3	同 5. 25
ヤマザワ調剤薬局天童鉾の町店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	天童市鉾ノ町一丁目2番18号	同 6. 1

山形県告示第490号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
協立ショートステイセンターふたば
鶴岡市日枝海老島64

2 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
鶴岡市双葉町13番45号	鶴岡市日枝海老島64	平成22.12.1

山形県告示第491号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

訪問看護ステーション庄内

鶴岡市ほなみ町2番8号

(2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
鶴岡市昭和町12番11号	鶴岡市ほなみ町2番8号	平成28.12.16

2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

かみのやま病院介護支援事業所

上山市金谷字下河原1370

(2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
上山病院介護支援事業所	かみのやま病院介護支援事業所	平成29.4.1

3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

訪問看護ステーション「あららぎ」

上山市金谷字下河原1370

(2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
上山病院訪問看護ステーション「あららぎ」	訪問看護ステーション「あららぎ」	平成29.4.1

山形県告示第492号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
くつろ木吉の原通所介護事業所	通 所 介 護	山形市若宮四丁目1番1号	平成29. 4. 30

山形県告示第493号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発 生 場 所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患 畜	1	南陽市露橋246番地の1	平成29. 6. 27

山形県告示第494号

舟形町土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成29年6月20日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し及び変更後の定款の写し
- 縦覧に供する場所
舟形町役場
- 縦覧に供する期間
平成29年7月10日から同年8月8日まで
- その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第495号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営平岡地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営平岡地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 縦覧に供する場所
真室川町役場
- 縦覧に供する期間

平成29年7月11日から同年8月9日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第496号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊佐沢土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	志 釜 和 紀	長井市芦沢甲532番地

山形県告示第497号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
伊佐沢土地改良区
- 2 事務所の所在地
長井市上伊佐沢3060番地
- 3 認可年月日
平成29年6月20日

山形県告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成29年7月4日から同月18日まで縦覧に供する。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 121号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市大字口田沢字潜清水下80番2から		旧	47.3 <small>メートル</small>	125 <small>メートル</small>
同 潜清水85番まで			17.0	
同	上	新	58.8 <small>メートル</small>	同 上
			36.0	

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県基幹高速通信ネットワーク単独公所用VLAN透過型L2アクセス回線通信サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2152
- 3 落札者を決定した日 平成29年6月8日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ハイテックシステム 山形市松波一丁目16番7号
- 5 落札金額 12,425,076円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成29年4月28日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県基幹高速通信ネットワーク運営管理保守業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2152
- 3 落札者を決定した日 平成29年6月12日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ハイテックシステム 山形市松波一丁目16番7号
- 5 落札金額 49,241,520円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成29年5月2日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により平成29年3月に収去した普通肥料の検査の結果の概要は、次のとおりである。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考	
			分項	分析項目	検査指摘事項	保証票の検査		その他の検査
米ぬか油かす及びその粉末	コ－ユ株式会社	2.5米糠油粕粉末	主成分TN、TP、TK				現物	
同	同	粒状米ぬか油粕	主成分TN、TP、TK				現物	
混合有機質肥料	柝川鮭漁業生産組合	鮭パウ－	主成分TN、TP、TK				現物	

(注) 1 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 主成分の略号は、次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により平成29年3月に収去した特殊肥料の検査の結果の概要は、次のとおりである。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者若しくは 販売業者又は表示者	届 （商 品 名 名）	検査の結果								備考		
			窒 素 全 量 %	リン 酸 全 量 %	加里 全 量 %	銅 全 量 mg/kg	亜 鉛 全 量 mg/kg	石 全 量 %	灰 全 量 %	炭 素 比		水 含 有 量 %	分 の 他 の 検 査
たい肥	余目町農業協同組合	あぐりん堆肥	0.5	0.8	1.0					32	55		現物

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称及び数量
山形県警察初動捜査支援システム機器（平成29年度整備）の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部刑事部刑事企画課捜査支援室 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 平成29年6月2日
- 4 落札者の名称及び所在地
富士通リース株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目3番22号
- 5 落札金額 5,129,568円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成29年4月18日

そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による山形県知事の委任に係る平成29年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成29年7月4日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理 事 長 磯 部 力

- 1 試験の日時
平成29年11月12日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験の場所
山形市蔵王飯田637番地 ヒルズサンピア山形
- 3 試験の科目及び方法
(1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成29年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

- (2) 試験の方法

イ 試験は、筆記試験によって行う。

ロ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 窓口での配布

配 布 場 所	所 在 地	配 布 期 間
山形県企画振興部市町村課	山形市松波二丁目8番1号	平成29年8月7日（月）から同年9月8日（金）まで（同年8月11日（金）並びに土曜日及び日曜日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで
山形県村山総合支庁	山形市鉄砲町二丁目19番68号	
山形県村山総合支庁西村山地域振興局	寒河江市大字西根字石川西355番地	
山形県村山総合支庁北村山地域振興局	村山市楯岡笛田四丁目5番1号	
山形県最上総合支庁	新庄市金沢字大道上2034番地	
山形県置賜総合支庁	米沢市金池七丁目1番50号	
山形県置賜総合支庁西置賜地域振興局	長井市高野町二丁目3番1号	
山形県庄内総合支庁	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1	
山形県行政書士会	山形市荒楯町一丁目7番8号 山形県行政書士会館	平成29年8月7日（月）から同年9月8日（金）まで（同年8月11日（金）、同月14日（月）から同月16日（水）まで並びに土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 郵送による請求

平成29年7月3日（月）から同年9月1日（金）までに、住所、氏名及び郵便番号を記載し、140円分の郵便切手を貼付した返信用封筒（角形2号：A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）を同封の上、下記の宛先まで請求すること。なお、配布は、平成29年8月7日（月）以降とする。

宛先 〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

イ 受付期間 平成29年8月7日（月）から同年9月8日（金）まで（同日までの消印があるものに限り受け付ける。）

ロ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、簡易書留で郵送すること。）

ハ 提出書類

(イ) 受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）を貼付したもの）

(ロ) 行政書士試験身体障害者等受験特例措置申請書及び医師の診断書等（対象者のみ）

(2) インターネットによる受験申込み

受付期間は、平成29年8月7日（月）午前9時から同年9月5日（火）午後5時までとする。同日午後5時までに入力を完了していない場合は、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。

なお、入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、確認すること。

(3) 受験手数料

7,000円（払込方法については、試験案内を確認すること。）

(4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター（電話番号03(3263)7700）

6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方等は、障がい等の状況により必要な措置を講ずることがあるので、希望する者は、受験申込みに先立って必ず5の(4)の連絡先へ相談すること。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成30年1月31日（水）午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示する。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を掲載する。